

仕 様 書

請 負 件 名	一般廃棄物・産業廃棄物(ガラスくず等) 収集・運搬業務
請 負 期 間	令和8年4月1日から令和8年3月31日までとする。 (作業日は別紙「請負予定日」のとおり)
受 注 者 の 条 件	旭川市長から一般廃棄物収集運搬業許可証、北海道知事又は旭川市長から産業廃棄物収集運搬業許可証の交付を受けている者とする。また、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等、廃棄物処理に関する関係法令、地方公共団体の条例に従い、本業務を遂行するものとする。
一般廃棄物の種類	旭川市で定められている「燃やせるごみ」、「燃やせないごみ」に区分されるもの及び空き缶、ペットボトル、プラスチック製容器包装、古紙等の資源ごみ とする。
産業廃棄物の種類	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず とする。
年 間 予 定 数 量	4 tパッカー車 294台 (日×作業日) (年間予定数量は、1日当たり4 tパッカー車1台を要するものとしたもので、うち、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、3.4 tの予定。)
作 業 場 所	別紙「構内配置図」に示す場所とする。
車 輛 の 種 類	収集及び運搬時の廃棄物の散乱等を防止するため、最大積載量が4 t 以上のパッカー車とする。
作 業 要 領 等	<ol style="list-style-type: none">1. 受注者は、別紙「請負予定日」に自己の所有する車輛により廃棄物を収集し、搬出するものとする。ただし、本学係員の指示により予定日を変更、追加又は中止する場合がある。2. 作業時間は、原則午前8時30分から午後5時までの間とする。3. 廃棄物の収集及び運搬にあたっては、適宜、養生等を施し廃棄物が散乱することのないよう充分注意するものとする。4. 一般廃棄物及び産業廃棄物(ガラスくず等) を、最大積載量が4 t 以上のパッカー車を用いて、別紙「構内配置図」に示す作業場所から、一般廃棄物と産業廃棄物(ガラスくず等)とを区別したうえ、共に収集・運搬するものとする。5. 一般廃棄物の処分先は、旭川市の指定する処分場 (以下「処分場」という。) とする。6. 作業に必要な機器及び消耗品等は、すべて受注者において負担するものとする。7. 収集及び運搬に際しては、別の車輛への積荷の積替え及び他の事業者の排出した積荷との混載は行なわないものとする。8. 本学が排出した廃棄物の収集及び運搬の過程において事故が発生したときは、直ちに本学に通知するとともに、自己の責任において速やかに事態を收拾するものとする。9. 受注者は、廃棄物の積込作業終了の都度、別紙様式による報告書を発注者の指定する職員に提出し、その確認を受けなければならない。10. 作業員の服装は清潔さに充分注意し、身分を明確に表示するとともに身分証明書を常時携帯するものとする。11. 受注者は、一般廃棄物の処分場にて要する焼却処分手数料を、その都度、旭川市の定める料金に従い支払うものとする。12. 受注者は、上記 11. で示した処分料を当該月終了後に発注者の確認を得た金

額を1ヶ月分をとりまとめ、発注者に別途請求するものとする。

13. 旭川市の条例改正等により分別方法等の変更があった場合、本学担当者と協議の上、早急に対応するものとする。
14. 本仕様書に定めのない事項について疑義が生じたときは、その都度、本学担当者と協議するものとする。

そ の 他

1. 入札参加者は、履行を確認するための届出として、次の(1)から(4)の書類を入札日の前日12:00までに提出すること。

- (1) 上記「受注者の条件」の許可証の写し
- (2) 資格審査結果通知書(全省庁統一資格)の写し
- (3) 業務履行証明書
- (4) 緊急時の連絡体制(収集から処分までの具体的連絡方法)
- (5) 本仕様書に定めのない事項については、これを定める必要がある場合は発注者及び受託者において協議して定めるものとする。

2. 本仕様書に定めのない事項については、これを定める必要がある場合は、発注者及び受託者において協議して定めるものとする。